

君津市立中央図書館公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、君津市立中央図書館（以下「図書館」という。）が情報活用等の図書館利用者等の利便性向上を目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービス内容)

第2条 無線LANを利用することができる者（以下「利用者という。」）は、当該無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANの利用可能な場所及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用場所 図書館1階及び2階の開架スペース
- (2) 利用時間 図書館が開館している時間とする。ただし、1回の接続につき60分までとする。

(利用者の資格)

第4条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(無線LANの利用)

第5条 無線LANの利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとする。

- 2 無線LANの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 無線LANの利用に際し、Wi-Fi機能を搭載した無線LAN対応機器（以下「端末」という。）は利用者が準備することとする。また、端末の設定は利用者の責任で行うこととし、図書館は個別の設定作業等を行わない。
- 4 端末の稼働に必要な電源は、利用者が準備するものとする。
- 5 利用者は、無線LANが暗号化に対応していないことを十分認識したうえで利用すること。また、無線LANへ接続する端末のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、すべて利用者が行うものとする。
- 6 利用者は、無線LANの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）」その他関係法令等を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第6条 利用者は、無線LANの利用に当たって以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 図書館又は第三者に損害を与える行為又は損害を与える恐れのある行為
- (2) 図書館又は第三者の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為

- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、又は提供する行為
- (7) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (10) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- (11) 音声又は著しく大きな端末の操作音の発生による他の図書館利用者への迷惑行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為又はそのおそれのある行為又は館長が不適切であると判断した場合

2 利用者は、第5条各項に違反する行為及び前項各号に該当する利用者の行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第7条 図書館は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 第6条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると館長が判断した場合

(運用の中止)

第8条 図書館は、次のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANの保守又は工事を行う場合
- (2) 無線LANに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (3) 戦争、暴動、騒乱、地震、洪水、火災、停電等その他非常事態が発生し、無線LANの運用を通常どおり行うことが不可能な場合
- (4) その他一時的な無線LANの中止あるいは、無線LANの廃止が必要な場合

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる被害についても、理由は問わず、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 図書館は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、図書館は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者が所有する端末の種類、ソフトウェア等によって、無線LANを利用できない場合があっても、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

5 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、無線LANサービスの内容を変更することができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

附 則

本規約は、令和2年1月5日から施行する。